

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、子育て支援事業の一環として、子育て家庭の交通の安全確保及び経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で交付する幼児2人同乗用自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 幼児2人同乗用自転車 一般社団法人自転車協会が定める幼児2人同乗基準に適合するものとして、BAAマーク及び幼児2人同乗基準適合車マークが貼付された自転車をいう。

（補助対象自転車）

第3条 補助金の交付の対象となる幼児2人同乗用自転車（以下「補助対象自転車」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第2号に規定する要件を満たすもの
- (2) 公益財団法人日本交通管理技術協会（以下「協会」という。）が定める自転車安全制度に基づく自転車安全整備士による整備（TSマークの貼付を含む。）を受けていること。
- (3) 市に販売店として登録した事業者（以下「指定店」という。）から購入した自転車（中古品又は転売品を除く。）であること。
- (4) 指定店において、自転車安全整備士により幼児専用座席をその前部及び後部にそれぞれ装着された自転車であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象自転車を購入した者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象自転車の購入時及び第8条の規定による補助金の交付申請時において、市内に住所を有し、かつ、現に居住している者で、幼児を2人以上養育していること。
- (2) 補助対象自転車を自らが養育している幼児を同乗させるために使用する者であること。

(3) 本人又は同一世帯に属する者が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 補助対象自転車の購入費用

(2) 幼児専用座席の購入費用及び装着費用（補助対象自転車を購入した指定店で補助対象自転車の購入と同時に支払ったものに限る。）

(3) 第3条第2号に該当する整備（T Sマークの貼付を含む。）に係る費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、25,000円を限度とする。

(補助対象者の事前確認)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、補助対象自転車の購入前に、岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金利用申込書（様式第1。以下「利用申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申込者に対して岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金事前申込受付票（様式第2。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の規定により受付票の交付を受けた者（以下「申請者」という。）は、補助対象自転車を購入した日から2か月以内又は補助対象自転車を購入した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の原本（購入品目の名称及び金額の内訳が明記されているものに限る。ただし、金額の内訳については、別に確認できる場合は、この限りでない。）

(2) 製造会社の保証書の写し（車名、型番、製造番号及び保証期間並びに指定店が明記されているもの）

(3) T Sマーク付帯保険加入書の写し

(4) 受付票

(5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付に当たり、申請者に対して条件を付することができる。

(補助金の請求等)

第10条 申請者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付請求書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(指定店の登録等)

第13条 指定店になることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に店舗を有するもの

(2) 協会に登録された自転車安全整備店であること。

2 指定店としての登録を受けようとする事業者は、岩倉市幼児2人同乗用自転車販売店登録申請書(様式第6。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 協会が発行した自転車安全整備店として登録された旨の通知又は

自転車安全整備店登録番号標章の写し

(2) 専属している自転車安全整備士の自転車安全整備士之証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書の提出をした事業者を指定店として登録するものとする。

(指定店の登録内容の変更等)

第14条 指定店は、前条第2項の申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに岩倉市幼児2人同乗用自転車販売店登録事項変更届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

- 2 指定店は、指定店としての登録を廃止しようとするときは、速やかに岩倉市幼児2人同乗用自転車販売店廃止届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、指定店が虚偽の申請その他不正な手段によって指定店として登録を受けたとき又は指定店が前条第1項各号のいずれかに該当しなくなるときは、当該指定店の登録を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定により補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条の規定により指定店として登録された自転車安全整備店については、この要綱による改正後の岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第13条の規定により指定店として登録された自転車安全整備店とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金
利用申込書

年 月 日

岩倉市長 殿

申込者 住 所
氏 名
電話番号

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入補助金の交付を受けたいので申し込みます。

また、本補助金の交付に必要な事項を市が保有する公簿により確認することに同意
します。

| | | | |
|-------------|------|--|-------|
| 同 乗 す る 幼 児 | 氏名及び | | 年 月 日 |
| | 生年月日 | | 年 月 日 |

様式第2（第7条関係）

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金
事前申込受付票

| | |
|-------|-------|
| 受付番号 | — 号 |
| 受付年月日 | 年 月 日 |
| 申込者氏名 | |
| 受付担当者 | |

以下、指定店記入欄

| | |
|---------------|--|
| 自転車の補助要件のチェック | <input type="checkbox"/> B A Aマークが貼付されている <input type="checkbox"/> 幼児2人同乗基準適合車のマークが貼付されている <input type="checkbox"/> 幼児用座席が2つ装着されている <input type="checkbox"/> T Sマークが貼付されている <input type="checkbox"/> 中古品・転売品ではない |
| 購入店 | 住所： 名称： (ゴム印でも可) |
| | 整備を担当した自転車安全整備士 氏 名： 整備士番号： |

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。また、本補助金の交付に必要な事項を市が保有する公簿により確認することに同意します。

記

| | | | | |
|-----------|--|--|-----|-------|
| 購入した自転車 | 製 造 会 社 | | | |
| | 車 名 | | 型 番 | |
| | 自転車は中古品及び転売品である・ない 購入時に自転車の前後に2席の幼児専用座席が装着されて いる ・ いない | | | |
| 購 入 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 購 入 店 名 | | | | |
| 購 入 価 格 | 金 円（消費税及び地方消費税含む。） | | | |
| 補 助 金 | 金 円 | | | |
| 交 付 申 請 額 | ※購入価格の1/2（100円未満の端数は切捨て）、限度額25,000円 | | | |
| 同乗する幼児 | 氏 名 及 び | | | 年 月 日 |
| | 生 年 月 日 | | | 年 月 日 |

※添付書類

- (1) 領収書の原本（購入品目の名称及び金額の内訳が明記されているもの）
- (2) 製造会社の保証書の写し（車名、型番、製造番号及び保証期間並びに指定店が明記されているもの）
- (3) TSマーク付帯保険加入書の写し
- (4) 受付票
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので、通知します。

記

| | | | | |
|-------------|--------------------|--|----|--|
| 購入した自転車 | 製造会社 | | | |
| | 車名 | | 型番 | |
| 購入価格 | 金 円（消費税及び地方消費税含む。） | | | |
| 交付決定額 | 金 円 | | | |
| 交付の条件 | | | | |
| 不交付決定の場合の理由 | | | | |

様式第5（第10条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付請求書

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

| | | |
|--------------|------------------|----------|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 農協 | 本店 支店 |
| ふりがな 口座名義 | | |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 | |
| 口座番号 | | |

※ 振込口座は、申請者本人名義の口座を記載してください。

様式第 6 (第 1 3 条関係)

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車販売店登録申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

事業者 住 所
事業者名 (店名)
代表者氏名
電話番号

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します。

記

| | | | | |
|----------------|-----|--|-----|--|
| 住 所 | | | | |
| 事業者名 (店名) | | | | |
| 代表者氏名 | | | | |
| 電話番号 | | | | |
| 自転車安全 整備店番号 | | | | |
| 自転車安全 整備士 | 氏 名 | | 番 号 | |
| | 氏 名 | | 番 号 | |

※自転車安全整備士が 3 名以上いる場合は、適宜、別紙に記載してください。

※添付書類

- (1) 協会が発行した自転車安全整備店として登録された旨の通知又は自転車安全整備店登録番号標章の写し
- (2) 専属している自転車安全整備士の自転車安全整備士之証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7（第14条関係）

岩倉市幼児2人同乗用自転車販売店登録事項変更届

年 月 日

岩倉市長 殿

指定店 住 所

事業者名（店名）

代表者氏名

電話番号

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、
下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------------------|-------|-------|
| 住 所 | | |
| 事 業 者 名 (店 名) | | |
| 代 表 者 氏 名 | | |
| 電 話 番 号 | | |
| 自 転 車 安 全 整 備 店 番 号 | | |
| 自 転 車 安 全 整 備 士 | 氏名 | |
| | 番号 | |

※ 自転車安全整備士に変更があった場合は変更後の自転車安全整備士の自転車安全整備士之証の写しを、それ以外の場合は変更内容が分かる資料を添付してください。

様式第 8 (第 1 4 条関係)

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車販売店廃止届

年 月 日

岩倉市長 殿

指定店 住 所
事業者名 (店名)
代表者氏名
電話番号

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、
指定店としての登録を廃止したいので届け出ます。

記

| | |
|-------|--|
| 廃止の理由 | |
|-------|--|